

瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、一人ひとりが多様な性のあり方を認め合い、誰もが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者並びに性及び性的指向を認識していない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の実子又は養子（以下「ファミリーシップ対象者」という。）と共に家族として協力し合うことを約束した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、かつ、もう一方が宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方とも他の者とのパートナーシップ若しくはファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が近親者（民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係の者をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、いずれ

か一方がファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、共に市職員の面前において自ら記入した瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項第1号の規定にかかわらず、市外に在住する者であって瀬戸市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって同号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに同号の書類を提出しなければならない。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前4各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣

誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

（証明書等の交付）

第7条 市長は、宣誓書の提出があった場合は、宣誓の要件を審査し、適当と認めるときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（第2号様式）及び瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（第3号様式）（以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

（証明書等の再交付）

第8条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（第4号様式）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。
- 3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

（宣誓書記載事項変更の申出）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第5号様式。以下「内容変更届」という。）を交付済の証明書等とともに市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (2) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (3) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- (4) 新たにファミリーシップ対象者を追加又は変更するとき。

- 2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第4号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(証明書等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（第6号様式。以下「返還届」という。）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該証明書等の返還を要しない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合はこの限りでない。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条の規定により無効としたとき。

(返還又は無効に係る宣誓番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第10条の規定により無効とし、又は前条の規定により返還させた証明書等の宣誓番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書等の保存)

第13条 市長は、宣誓書等を、第10条又は第11条の規定により証明書等が返還された日又は返還されたものとみなした日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。